

無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を開催しますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
税務・経理相談	10月12日(月) 午後1時～4時	畑 中 啓 三 税理士	日々の記帳から決算まで 税務・経理等に関するあ らゆる相談	豊 能 町 商 工 会 館
経 営 相 談	10月13日(火) 午後1時～4時	黒 野 秀 樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、 今の事業を見直したいを はじめ経営に関するあ らゆる相談	
登記・法律相談	10月14日(水) 午後1時～4時	青 山 昌 仁 司法書士	会社の設立・増資、不動 産の登記等に関する相 談、債権回収等に伴う法 律相談	
労 務 相 談	10月15日(木) 午後2時～4時	森 啓 治 郎 特定社会保険 労務士	従業員の採用・退職・解 雇に係る諸問題、社会保 険・労働保険など労務に 関するあらゆる相談	

- * 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記までお申込み下さい。
- * 商工会では、上記のほかにもあらゆる相談・指導を行っています。ご希望の方はお気軽にお申し出下さい。

相 談 申 込 書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏 名： 事業所名： 住 所：豊能町 電話番号：	テーマ名： 希望時間帯 (30分～1時間単位でお願いします) ： ～ ：
今後開催を希望する相談会、講習会のテーマ等がありましたらご記入下さい。	

豊 能 町 商 工 会

豊 能 町 余 野 1008

Tel. 072(739)1647 Fax. 072(739)2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業所を支援します。**家賃支援給付金**

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金

5月～12月の売上高について、

- ・1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、
- ・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上

給付額：法人に最大600万円、個人事業主に最大300万円を一括支給。

算定方法：申請時の直近1ヵ月における支払賃料（月額）×2/3の6倍

申請期限：令和3年1月15日まで

申請方法：「中小企業庁、家賃支援給付金」ホームページを参照ください。

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で、50%以上減少。

令和2年1月～12月の売上が対象です。

給付額：法人は200万円以内、個人事業主100万円以内。

申請期限：令和3年1月15日まで

申請方法：「中小企業庁、持続化給付金」ホームページを参照ください。

豊能町中小企業等休業要請外支援金

町内に事業所を有し、「大阪府休業要請外支援金」の支給を受けた事業所に支給されます。

給付額：法人は15万円、個人事業主10万円。

申請期限：令和2年12月28日まで

申請方法：「豊能町」ホームページを参照ください。

マル経融資のご案内

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、最近1か月の売上が前年または前々年度の同期と比較して、5%以上減少した事業者に別枠で融資します

この融資制度は、小規模事業者が商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

融資限度額：2,000万円 コロナ別枠 1,000万円

返済期間：設備資金 10年以内 運転資金 7年以内

基準金利：1.21%より当初3年間、▲0.9%引下げ 条件により利子補給制度も適用されます。

労働保険料第2期分の納付について

10月は、労働保険料の第2期分の納付期限です。

商工会の労働保険事務組合に委託されている事業所で労働保険料を3期分納されている方については、後日納入通知書をご送付いたしますので、よろしく願います。

とよのまつり「中止」のご案内

例年11月に開催しております「とよのまつり」につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年度の開催は中止させていただきます。

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会

豊能町余野1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp